

那覇市公告第 69 号  
令和 8 年 4 月 27 日

那覇市役所本庁舎保安警備及び駐車場管理業務委託の  
制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件名 那覇市役所本庁舎保安警備及び駐車場管理業務委託
- (2) 履行場所 那覇市役所本庁舎（所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1）
- (3) 履行内容 「那覇市役所本庁舎保安警備及び駐車場管理業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (5) 最低制限価格 設定あり（なお、最低制限価格は公表しない）
- (6) 特記事項 ① 本案件では、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する。賃金水準に一定以上の変動がみられた場合に、2 年度目以降の契約金額を変更することができる。  
② 長期継続契約となるため、次の条件に留意すること。  
ア 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。  
イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第5条第1項の名簿に登録されている者であり、かつ1号警備の登録を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 沖縄県内に本店があること。
- (4) 本市内に、本店、支店又は営業所のいずれかがあること。
- (5) 警備業における沖縄県公安委員会の認定を受けていること。
- (6) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号の暴力団又は、同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (7) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
- (9) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(8)に該当するものを除く。)

## 3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

## 4 仕様書の配布

那覇市ホームページからダウンロード

## 5 入札参加申込

申込期間：令和8年4月27日（月）～令和8年5月15日（金）

（期限厳守）

申込方法：メールまたはFAX

Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX：098-862-9352

※メールの場合はメール本文、FAXの場合は送付書類に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載してください。

※申込後は届いているかの確認の電話を必ず行ってください。

## 6 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問期間：令和8年4月27日（月）～令和8年5月12日（火）

(2) 質問方法：質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。（質問がない場合は提出不要）

※メールアドレスは本公告5を参照。

(3) 回答日：令和8年5月14日（木）までに回答

(4) 回答方法：入札参加申込を行った業者に対し、メールで回答します。

## 7 入札執行の日時など

(1) 日 時 令和8年5月18日（月）

午後2時00分受付開始 午後2時10分入札開始

(2) 場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所本庁舎5階501会議室

※本庁舎の駐車場は有料です。

(3) 入札時提出書類

ア 入札書（本市様式）

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

※様式は、那覇市ホームページからダウンロード。

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した

金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

## 8 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づく場合は免除する。※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

## 9 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3回までとする。

## 10 契約保証金

契約保証金として、契約金額の100分の10に相当する額を納付しなければならない。ただし、那覇市契約規則第30条第1項の規定に該当する場合は免除することもある。

## 11 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑証明書の印または使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3回目の場合は、初度及び2回目）の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

## 12 落札者の決定の方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

### 13 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

### 14 落札決定後の提出書類（落札者のみ提出）

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守誓約書（本市様式）を各案件の所管課へ提出すること。

### 15 正当報酬受領証の提出

契約を締結した者は、各案件の仕様書又は契約書に定めるとおり、正当報酬受領証の写しを提出すること。

### 16 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しないこととする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

### 17 お問い合わせ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ  
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号  
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352